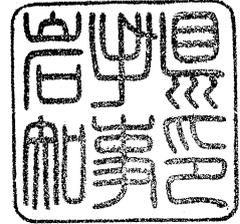


水振第 417 号  
令和 5 年 8 月 30 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 9 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課  
漁業調整担当（高梨）  
電話：019-629-5819  
FAX：019-629-5824  
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

火光利用敷網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる次の火光利用敷網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 火光利用敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いかなご棒受網漁業	いかなご	岩手県沖合海面	3月20日から6月30日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	44
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	56
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	14
						岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	24
いかなご、しろうお、しろうお棒受網漁業	いかなご、しろうお、しろうお		3月10日から6月30日まで		10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	19

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月13日から令和5年11月17日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年1月1日（令和6年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) いかなご棒受網漁業

a しらうお及びしろしろうおの採捕を目的として操業してはならない。

b 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キワット以下でなければならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(イ) いかなご、しらうお、しろしろうお棒受網漁業

a ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、しらうお及びしろしろうおの採捕を目的として操業してはならない。

b 毎年3月10日から3月19日までの間は、いかなごを採捕してはならない。

c 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キワット以下でなければならない。

d 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

さけはえ縄漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる次のさけはえ縄漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 さけはえ縄漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法							
さけはえ縄漁業	さけ	はえ縄	操業区域1	別記のとおり	10月16日から1月31日まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	27

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月11日から令和5年9月29日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年10月16日（令和5年10月17日以降の場合は許可の日）から、令和6年1月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 操業区域1で操業する場合

- a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。
- b 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

(イ) 操業区域2又は両方の操業区域で操業する場合

- a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。
- b 操業に当たっては、無線設備及びGPS又はレーダー設備を具備しなければならない。
- c 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他

の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

#### 別記 操業区域

##### 1 操業区域 1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

- ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上 5 海里の点
- イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 5 海里の点
- ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東 6 海里の点
- エ 釜石市尾崎突端正東 6 海里の点
- オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東 5 海里の点
- カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東 4 海里の点
- キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東 3 海里の点

##### 2 操業区域 2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（操業区域 1 の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

- ア 岩手県と青森県との境界正東 10 海里の点
- イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 10 海里の点
- ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東 10 海里の点
- エ 釜石市尾崎突端正東 10 海里の点
- オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東 5 海里の点

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いるか突棒漁業	いるか	突棒	岩手県沖合海面	1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	北海道に住所地を有する者	2
							宮城県に住所地を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月13日から令和5年11月15日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年1月1日（令和6年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和6年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 宮城県以外に住所地を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
- b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。
- c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。
- d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) 宮城県に住所地を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。

- b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。
  - c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、女川港又は鮎川港に陸揚げしなければならない。
  - d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。